

## 給水装置工事に伴う手数料及び加入金の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号。以下「条例」という。)第35条第1項各号に規定する手数料及び第35条の2第1項に規定する加入金の取扱いについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手数料 条例第35条第1項各号に規定する手数料をいう。
- (2) 加入金 条例第35条の2第1項に規定する加入金をいう。
- (3) 小規模貯水槽式 配水管の分岐から一旦有効容量10 m<sup>3</sup>以下の貯水槽に水を受け、この貯水槽から給水する方式をいう。
- (4) 直結式 配水管の分岐から末端の給水栓まで、構造的に一体をなし、配水管の圧力又は加圧給水設備をもって給水する方式をいう。
- (5) 共同住宅 一つの建物に2戸以上の独立した住戸がある住宅をいう。

(納入方法)

第3条 浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、条例第11条第1項の工事の申込み受付又は条例第38条の2第2項ただし書きにおける確認行為をしたときは、手数料及び加入金の納入通知書を直ちに納入義務者に発行するものとする。

(納期限)

第4条 手数料及び加入金の納期は、給水装置工事申込日の翌日から21日目とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込者が浜松市水道事業給水条例施行規程(昭和33年浜松市公営企業局管理規程第2号)第11条第1項第1号に規定するものであって正当な理由を明記した書面により申込みをした場合は、申し出の日を納期限とすることができる。
- 3 手数料及び加入金は、一括納付とする。

(納入通知書の再発行)

第5条 納入義務者が納入通知書を亡失し、又は汚損した場合は、申し出により、これを再発行することができる。

- 2 前項の規定により再発行をするときは、納入通知書の欄外に再発行の表示及び再発行年月日を朱書するものとする。

(手数料及び加入金の還付)

第6条 条例第35条第2項及び第35条の2第3項に規定する特別の理由があると認められる場合は、次に掲げる場合とし、その還付額は当該各号に定めるものとする。

- (1) 工事の申込み後、工事着手前に工事を中止した場合 工事検査手数料及び加入金の全額
- (2) 工事に着手し、使用開始に至る前に工事を中止した場合 加入金の全額
- (3) 工事の申込み後、当該設置場所にメーターの加入金の権利(以下「既得権」という。)

が存在することが明らかとなった場合 加入金の全額。ただし、その既得権に係る口径が申込みに係るメーター口径を下回る場合は、既得権に係る加入金の額

(4) 前3号に定めるもののほか、管理者が特別の理由があると認める場合

(加入金の免除)

第7条 条例第36条に規定する特別の理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 共同住宅において小規模貯水槽式から直結式に切替える場合

(既得権の取り扱い)

第8条 前条の取扱いをした場合の既得権は、切替する前の口径及び個数のものとする。

2 メーター口径を小さいものに変更した場合の既得権は、変更する前の口径のものとする。

3 次の各号に掲げる場合は、既得権があるものとして取り扱う。

(1) 既得権を有する者が、同一敷地内又は地続きの敷地内において給水装置を移設設置する場合

(2) 土地区画整理事業の施行に伴い、従前の土地に既得権を有する者が、換地された従後の土地にメーターを設置した場合

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。